

## 女真・モンゴル支配下華北の科挙受験者数について

飯山知保

はじめに

その直接の淵源は隋唐代に遡る科挙制度であるが、太祖・太宗から英宗の治世までに官員登用の正路としての整備が行なわれ、続いて著名な王安石の改革が実施された結果、<sup>(1)</sup> 解試—省試—殿試という試験経路や、糊名法・謄録法などによる公平性の保証、三年一貢の制、科挙科目の中での進士科の独尊など、後代に続く科挙の制度的枠組みが確定した北宋代は、紛れも無くその重要な転換期であった。諸説あるが、かかる科挙制度の整備・改革を経た後、その受験者数は、一一世紀初頭には毎回二〜三万人、北宋末に少なくとも毎回平均七万九千人、南宋代には毎回四〇万人以上と、一一〜一二世紀にかけて大幅な増加を遂げた<sup>(2)</sup>とされる。

これは、科挙制度の社会的受容と浸透の著しい進捗を端的に示す指標であろう。

その一方で、筆者は以前、女真の支配下にあった一二〜一三世紀の華北における科挙制度について幾つかの考察を行なった。その結果、王朝の士人層に対する統制力に少なからぬ差異があるものの、同時期の南宋治下の社会と同じく、女真支配下の華北にあっても、科挙は引き続き整備・拡張され、それにともない受験者の母体である士人層の存在が華北各地に広がってゆく様相を確認した。<sup>(3)</sup> しかし、かかる変動の規模を推し量るのに重要な科挙受験者数については具体的な考察を行なっておらず、当該時期華北における科挙制度の歴史的な位置づけについて、全面的な認識を提示するには到っていない。

そこで本稿では、金代とそれに続くモンゴル時代の華北

における科挙受験者数について、できる限り関連史料を収集し、その概要を考察する。そして、当該時期の科挙制度の南北差異についての見通しを提示する。

## 第一章 金代の科挙受験者数

受験者数を把握しうる金代最初の本格的な科挙は、天会六（一一二八）年二月に、新占領地たる「河北（黄河以北）」の「举人」を対象として燕山で行なわれたそれである。『三朝北盟会編』卷九八靖康中帙七三所引の趙子砥『燕雲録』建炎二年戊申正月条は、この時の科挙の様子を次のように記す。

〔建炎二（天会六）年〕戊申正月に至り、劉彦宗は河北（黄河以北）のすでに占領した州県鎮に文書を下し、举人を搜索した。二月一日以前に出発して燕山に赴き受験すれば、科差（税役）の免除をゆるした。…この時は三月二七日に試験を終了して会場を解散し、北人は四百人のうちの六割を合格させ、南人は六千人（『建炎以来繫年要録』卷四一建炎二年三月辛亥条所引の『燕雲録』では六千七十人とする）のうちの五七一人を合格させて、全員に特例として〔それ以上の試験を経ずに〕進士及第を賜った。<sup>(4)</sup>

女真・モンゴル支配下華北の科挙受験者数について

この南人の受験者六千人もしくは六千七十人という数字に對して、三上次男氏は「南人の応募者六千七十人とあるのは、按者も疑っているように、多きに失する憾みがある。おそらく数字に誤りがあるのだろう」とその信憑性に疑問を呈された。<sup>(5)</sup>しかし、筆者はこの時に搜索された「举人」とは、北宋末の解試、とくにその二年前の靖康元（一一二六）年に実施された解試の合格者を指し、劉彦宗らの意図は未完に終わった靖康元年の会試・殿試を引き継ぐ形で科挙を実施し、新占領地の経営に必要な官員を確保すると同時に、正統な王朝たる金国の權威を華北に知らしめすことにあつたと考える。<sup>(6)</sup>もしこの考えが妥当であるなら、六千人という受験者数は必ずしも過多ではない。実際、阜昌六（一一三五）年に、当時劉豫の齊国の支配下で行なわれた科挙においては、「（山東の）沂州の類試では、近隣の数州からの受験者がおおよそ数百から千人にもな」つた。<sup>(7)</sup>受験者が「数百から千人（数百千人）」という数字には誇張がある可能性を考慮すべきだが、それでもかなり多数であったことは事実と考えてよかよう。すなわち、沂州を中心とする数州の受験者数だけをみても、燕山での受験者六千人という数字を単なる趙子砥の誤聞・誤記と考えるべきではない。

この後、天眷元（一一三八）年以降、金国は科挙制度を

整備し、南北選の課目共通化や、三試の制（郷試・府試・省試）などを次々と実施する。そして、海陵王の天徳元（一一四九）年には、

海陵煬王が熙宗を弑殺して自ら帝位に就くと、皇統を天徳と改号し、経術を尊び、儒雅を崇めようとし、初めて殿試を設けた。また郷試を州で行い、三人に一人を合格させた。府試は六箇所に分けて行なわれ、河北東西路・中都路〔の受験者〕は大興府で、臨潢・会寧・東京等路〔の受験者〕は大定府で、西京・河東南北路〔の受験者〕は大同府で、大名路・山東東西路〔の受験者〕は東平府で、南京等路〔の受験者〕は開封府で、京兆・鄜延・慶原・熙秦等路〔の受験者〕は河中府で〔受験し〕、みな四人に一人を合格させた。省試の合格定員は五百人とし、殿試でも不合格者を出した。<sup>(8)</sup>

と史料に記されるように、府試の実施地点が六箇所に確定され、三試の上に殿試が設けられている。この新制度に沿って天徳元年に郷試・府試が、翌春に省試・殿試が実施された。注目すべきは、金代の科挙では宋代のそれとは異なり、各段階の試験での合格者数は解額制ではなく、「三人に一人（つまり三倍）」などの倍率により確定された点である。つまり、省試・殿試での合格者数が分かれば、全体の受験者数についておおまかな概数が得られる。この天徳元年の

科挙の場合、省試での合格定員が五百人<sup>(9)</sup>であることから、府試一箇所での受験者は最少で約三三三人、六箇所全体では最少約二千人弱となる。残念ながら、この年の科挙における省試受験者の実際の人数を確認できる史料はないが、もし府試と同じく合格率が四分の一だと仮定すれば、府試受験者は約八千人である。「金史」地理志によると、前掲史料で挙げられる路に属す州の数は、天徳元年の時点でおよそ一五四である。右に述べたように、府試の最少受験者数を二千人とすると、郷試受験者の総数は約一八千人となり、府試受験者数を八千人とすれば約二万四千人となる。前者の場合、一州の受験者数は約四〇人、後者の場合は約一六〇人となるが、当時金国治下の各地域ではその科挙受験に対する積極性や教育資本の質・量に多大な格差が存在しており、各州に満遍なく同数の受験者がいたとは到底考えられない。<sup>(10)</sup>つまり、約六千から約二万四千という受験者数は、あくまで最少・最大公約数的な概数に過ぎない。しかし、もし省試での倍率が五倍から六倍（管見の限り、金代を通じて省試・会試の倍率が七倍を超えたことはなかった）であったとしても、その受験者の総数は最大で約三万人から約三万六千人であって、四万人を超える可能性はまずないことは確実である。後述する世宗・章宗治世の科挙受験者数からみれば、科挙・学校政策がまだ未整備であったこの

時期に、<sup>(11)</sup>後の章宗の治世に匹敵する三・四万の受験者総数があつたと想定し難い。あくまで推定であるが、各地の受験者層の多寡を考慮すれば、府試の受験者数の最大予測値八千からそれほど隔絶しない、最大でも一万五千人ほどと考えるのが妥当であろうか。

ともかく、天徳元年の科挙受験者数についてはあくまで概数しか把握しえないが、その少し後の大定年間（一一六一～一一八九年）の受験者数に関しては、より正確な数字が興定二（一二一八）年の御史中丞把胡魯の上奏から推測できる。

興定二（一二一八）年、御史中丞把胡魯が言った。

「国家は数路の方途で人材を得ていますが、科挙のみが最も貴び重んじられ、人数を揃えるのではなく、賢人を得ることを務めとします。今場の会試では、策論進士は二人に一人を取るに及ばず、詞賦・経義進士は二人に一人を取ります。さきに聖訓があり、大定の制に依つて及第点をとればすなわち合格とし、その人数の多寡を問わないようにされました。しかし、大定年間に会試に赴いた者は或いは三千人に至りましたが、合格としたのは五百人を越えませんでした。泰和中（一二〇一～一二〇八年）、策論進士は三人に一人を取り、詞賦・経義進士は四人に一人を取りました。以前、

女真・モンゴル支配下華北の科挙受験者数について

貞祐年間（一二一三～一二一六年）初めに、詔して府試を免じたところ、会試に赴いた者はほとんど九千人で、そのうち八百人あまりを合格させましたが、これは十人に一人を取つたのみでした。当時すでに大定の制に依つていましたが、二人に一人を取るようなことはありえませんでした。いま考官がこのように「人数の多寡を問わずに合格者を」濫発するのでは、賢人を求めることにはなりません。会試の前に合格者数を奏請し、恩徳が陛下から施されるようにすればよいでしょう。詔して集文資官に議論させ、ついに泰和の例に従うことにした。<sup>(12)</sup>

この上奏の要点は興定二年時点での会試における合格者濫発を是正することにあるが、本稿の議論にとって注目すべきなのは、「大定年間に会試に赴いた者は或いは三千人に至りましたが」という箇所である。「大定の制」とは、大定四（一一六四）年・二八（一一八八）年などに、地方官不足などの原因から、世宗がたびたび「会試では及第点をとればみな合格とし、合格定員を設けない」との詔を下したことを指す。<sup>(13)</sup>前後の文脈から見ても、把胡魯が言いたかつたのは「大定年間の制令に倣つて会試の合格定員枠を撤廃しようとの聖訓が発せられたが、実際には大定年間であっても合格倍率は六倍に達することさえあつた」という点で

あり、前例を提示して自説を強化する意図が顕らかである。上奏の中の言及でもあり、著しい誇張があったと考える必要はないだろう。

管見の限り、大定年間に科挙の各段階での合格倍率と府試の実施箇所数に変更されたとの記述は関連史料にみられず、基本的に天徳元年の改制がそのまま踏襲されていたと考えられる。そこで、「三千人」という会試受験者に基づいてこの年の府試・郷試受験者の概数を求めると、前者は一万二千人、後者は約三万六千人となる。大定二五（一一八五）年以前は会試での合格者数が五百人を超えることはなかった<sup>14</sup>ようなので、この「大定間」とはおそらく大定元年から二五年までを指していると考えてよからう。会試受験者数が「或いは三千人に至る」という表現は、この時期の会試受験者数の最大値を示しているとみられるので、府試受験者数一万二千人、郷試受験者数約三万六千人という数字も、同時期における金国の科挙受験者数の最大値を示すと考えられる。ただし、郷試については、各地の郷試の受験者にはかなりの地域差があったと考えられる上、後述するように「虚設に近い」との批判が明昌元（一一九〇）年に出されて廃止されている。よって、この郷試受験者数の約三万六千人という数字も額面どおりに受け入れることはできない。大定年間中期からは科挙・学校制度の整備が

進んで受験者数も増加傾向にあったと思われるが、次に述べる大定二八年の科挙受験者総数を踏まえるならば、この科挙の受験者総数についても、郷試受験者数よりもむしろ府試受験者数の一万二千人という数字を基礎にして考えるべきである。

この後、大定二五年から明昌年間（一一九〇～一一九五）初めにかけて、会試ではおおむね三・四人に一人を合格させた<sup>15</sup>とされるが、大定二八年の会試合格者は五八六人であった。従って、大定二八年の受験者数は、府試が約七千から九千人、郷試が約二万一千から二万八千人となる。前述した大定二五年以前の最大値と較べるとやや落ち込むが、この時期に科挙受験が低調になる要因は見当たらない。あるいは、この程度の人数が、大定年間における毎次の科挙の平均的な受験者数であったのかもしれない。また、ここでも約二万一千から二万八千人という郷試受験者数はあくまで概算上の数字という点に留意すべきである。この科挙は郷試廃止のわずか二年前に行なわれており、郷試はすでに第一次試験としての意義を失っていたと考えるのが妥当であろう。だとすれば、大定二八年の科挙受験者総数は、約七千から九千人という府試受験者数に基づいて想定されるべきである。郷試で熾烈な競争が行なわれたとは考えられない以上、受験者総数が府試の受験者の二倍となる一万

四千から一万八千人を超えた蓋然性は高くなかろう。

さらにこの後、明昌元年には、前述したように郷試が廃止され、府試での合格倍率が四倍から五倍に引き上げられ、府試の開催地も六箇所から九箇所に増やされる。<sup>(16)</sup> また、承安四年には府試の開催地に太原が新たに加えられ、泰和二(一二〇二)年には会試での合格倍率が、策論科は三倍、詞賦・経義科は五倍(史料によっては四倍)に確定される。<sup>(17)</sup> こうした中、泰和三(一二〇三)年の殿試には、両科(詞賦・経義科)あわせて「無慮千二百輩」が参集した。<sup>(18)</sup> 前年に確定された倍率に従えば、府試受験者は合計二万四千(会試倍率四倍の場合)から三万人(同五倍の場合)となる。先述した大定二五・二八年の府試受験者数に較べて大幅に増加しているが、これは府試の実施箇所を増設などに代表される、大定年間中期から始まった科挙・学校政策による受験者層の拡大などを端的に示していると考えられる。また、前掲した御史中丞把胡魯の上奏で言及される、貞祐年間初めに府試が免除された際に、モンゴルの侵攻が本格化していたにも関わらず、九千人の会試受験者が燕京に参集したという事実も、泰和二年の科挙受験者総数に対する先の概算が決して誇大なものではないことを示唆している。また、モンゴルの侵攻直前の大安元(一二〇九)年、元好問は平陽府試での受験者を「挙子万人」と記している。<sup>(19)</sup>

女真・モンゴル支配下華北の科挙受験者数について

「万人」がはたして事実なのか修辭上の表現なのか、現在断定することはできないが、この時期、府試受験者が明らかな増加傾向にあったことは間違いない。

だが、その直後に始まるモンゴルの侵攻により金国は甚大な打撃を受け、一二二〇年代半ばまでには黄河以北の国土をほぼ全て失うに到る。この間の科挙受験者数の変遷については言及する史料がなく、考察は不可能である。しかし、戦争による国運の衰退と社会の混乱を念頭に置くと、泰和・大安年間と較べて増加傾向にあったとはとても考えられない。つまり、金代華北における科挙受験者数は、海陵王治世の推定一万から一万五千、大定二五年以前の一万二千人以上、大定二八年の約七千から九千人以上(おそらく一万八千人以下)、泰和二年の二万四千から三万人と、一三世紀初頭にかけて最盛期をむかえ、モンゴルの侵攻により減少に転じたことになる。

なお、策論科(女真科)および女真経童科の受験者数については、明確な記述が史料にみられない。設置当初は、女真学の学生が主な受験生で、その数は全国で三千人であった。<sup>(20)</sup> 承安四(一一九九)年に各府試の考試官の定員が定められた際には、「策論進士・女真経童科は〔受験者が〕千人以上で四員、五百人以上で三員、五百人に及ばない箇所には二員を派遣する」と規定され、その後、具体的な年次

は不明だが、策論科の考試官は上京・咸平・東平に各二員、北京・西京・益都に各二員が派遣されることとなった。<sup>(21)</sup> 制度の正確な変遷を把握することはできないが、承安四年の定員規定がその後も運用され続けたならば、上京・咸平・東平の各府試にはそれぞれ五百人以上から千人未満、北京・西京・益都での府試には五百人未満の受験者が参集したことになる。受験者総数は最多で約七千五百人、最少で千五百人ほどとなる。<sup>(22)</sup> この他の地域の府試でも策論科の受験生は存在したので、実際の総数はこれらの推定値をそれぞれ若干上回っただろう。

律科・経童科の受験者数に関する史料はさらに少ない。先述した府試の考試官の定員については、各地の府試ごとに律科が監試官一員・試律官二員、経童科は試官一員が派遣されている。<sup>(23)</sup> 律科は詞賦科、経童科は経義科と同じ試院が指定されており、考試官派遣の基準も詞賦・経義科のそれにそれぞれ対応していたと考えられる。そうであるならば、律科の受験者は府試一箇所につき五・六百人、経童科は五十人程度となる。また、経童科については、その合格者数が天会一四（一一三六）年に一二二人であった。海陵王と世宗の治世に廃止され、後に章宗により復置されるが、どうやら合格者は百人を越えなかったようである。<sup>(24)</sup> 従って、少なくとも、詞賦・経義科に迫るような受験者数があつた

とは考えられない。

## 第二章 儒人選試の合格者数と受験状況

モンゴル時代の科挙とその受験者層について検討する上で、当該時代特有の戸計（戸籍区分）「儒戸」とそこから輩出された「儒人」は、重要な考察対象である。儒学的教養により選別され、特殊な出仕経路を設定されたこの戸計は、科挙実施以前の華北において、いわば国家公認の知識人層であつた。そして、この儒人を選抜するために実施されたのが、いわゆる「儒人選試」と総称される数次の試験である。関連史料において、儒人に関連して何らかの試験が実施されたと記される年は、①戊戌（一二三八）年、②至元七（一二七〇）年、③至元一〇（一二七三）年、④至元一一（一二七四）年、⑤至元一三（一二七六）年、⑥至元一七（一二八〇）年、の合計六カ年である。本章では、これらの試験の実施状況について、その受験者数を中心として、注目すべきと思われる点を確認する。

①戊戌の選試 モンゴルが初めて行なった儒人選試である。合計四〇三〇名が合格し、差発を免除された上で、事情に通じた者は本貫の州県の議事官に任命されたとされる。<sup>(25)</sup> その合格者数については、光緒『潞城県志』卷三「王公遷封

墓誌」によると、潞城の王良弼の学生は、このとき平陽で受験し、第一四七人で合格している。<sup>(26)</sup> また、光緒『山西通志』芸文志「重修廟学記」によれば、当時漢人軍閥段氏の庇護をうけていた沢州学からも多くの学生が受験し、両府試（太原と平陽での選試を指し、おそらく本貫などの理由で沢州学の学生が二箇所に分散して受験したと考えられるが、詳細は不詳）で合計一二二名が合格した。<sup>(27)</sup> つまり、平陽での選試では少なくとも一四七名が合格し、太原での選試でも、単純に沢州の受験者を平陽と折半しても、六〇名以上が合格したことになる。沢州は段氏の尽力により州学が比較的早期に復興され、儒士が参集した地域ではあったが、戊戌の選試に際してはモンゴルが奴隸身分の士人（「驅儒」）までも受験の機会を与えたことからみて、沢州の受験者数が合格者の大半を占めたとは考え難く、平陽・太原での合格者総数は、沢州からの合格者の少なくとも数倍にのぼったと考えるのが妥当であろう。

四〇三〇名を単純に現存する史料上の諸事例にあらわれる開催地（平陽・西京・東平・大名・益都・「河北西路」（真定？）・武川）だけで割ってみても、一箇所での合格者は約五七五名となる。史料に現れない開催地（各地域の中心都市である京兆・汴京・燕京・上京などでも実施されたと考えるのが自然だろう）も複数あったと考えるべきなの

女真・モンゴル支配下華北の科挙受験者数について

で、仮に開催地が一〇箇所以上あったとすると、一つの開催地での合格者はおおよそ三〇四百名ということになる。各地の地域差を勘案しても、妥当な数字と思われる。なお、開催地からみて、戊戌の選試は前章で述べた金代の府試を模倣して行なわれた可能性が高い。

戊戌の選試で四千名前後の合格者があったというのは、事実と考えてよいだろう。残念ながら、この時の受験者の総数が一体どれほどであったのか知る術はない。ただし、この選試を実施した責任者のほとんどは金代に科挙を受験したか、金国に仕えてその制度を間近に観察した経験を持つ者であり、先述した選試の実施箇所が金代の府試に近似する点を考えれば、その規模についても金代の科挙に類似した可能性が高い。仮に金代後期の府試と同じく五倍程度の倍率であったとすると二万人強であり、金代中期の水準となるが、戦乱による混乱と、驅儒まで取り集めたモンゴルの徹底した態度をあわせて考慮するならば、順当な人数だろう。少なくとも受験者が全員合格したという史料はなく、受験者数は最少でも合格者の二倍、八千人から一万人程度に上ったと思われる。

②至元七年<sup>(28)</sup> この年に選試に合格した事例は、現在一件が確認される。ただし、他に関連史料がないためその背景は不詳であり、受験者総数についても考究する手立てがない。

翌至元八年に公布された「戸口条画」の中には、中統四（一二六三）年の分撥時に儒人と認定された者を、「今次」再度保勘して免差したという記載があり、至元七年の合格者はこの保勘に際した何らかの試験の合格者である可能性が高いと思われる。

③至元一〇年 確認される事例は一件のみであり、戊戌の選試の合格者の子が移住先で「明経」により再度合格している。この事例についても背景は解明し難く、やはり受験者数についても情報は無い。あるいは、上掲した至元八年の戸口条画公布に先立つ儒人認定試験（保勘）を受けていない儒人が少なからずおり、認定作業の徹底をはかるために、この年また認定試験が行われた可能性もあろう。

④至元甲戌（一一）年 この年に合格した事例は、京兆府で受験したとおぼしき一例のみである。<sup>(31)</sup>この事例に関しては、対応すると考えられる記述が『金石萃編未刻稿』「陝西学校儒生頌徳之碑并序」に存在する。

…至元一〇年、皇子安西王が関中に分封され、秦・蜀・夏・隴は悉くその支配下に入った。…これまで有司は、旧制により儒籍に充てた戸では、ただ「選試に合格した」本人の差役を免除した。賢王（安西王マンガラ Mangyala）は文風の不振を憂い、特に教令を頒下し、安西王領内に住む全ての士人をみな儒籍につけ、かく

して全て「の儒人戸の」差役を免除したのであった。  
〔そして、〕勅令により当地での騒擾を禁じた。<sup>(32)</sup>

つまり、安西王がおそらく至元一〇年の分封後まもなく行なった儒人認定である。この史料ではとくに試験などを行なった形跡もなく、「領内に住む全ての士人をみな儒籍につけた」としているが、「士人」の基準が何であったのかも不明であり、いささか信じ難い。事実、『架庵集』巻七「陰陽提挙焦君墓誌銘」には、「至元甲戌、〔おそらく安西王の依頼をうけたクビライが〕詔して遣使し、儒術に通じる者を択んで役に充てさせないことにすると、君（焦栄）は受験して合格した（至元甲戌、詔遣使択通儒術者不事征役、君一試中等）」なる記述があり、選抜試験が行なわれたことを明記する。もし「安西王領内に住む全ての士人」を対象にしたならば、かなり多数の受験者が参集したはずだが、史料には関連する記載はない。

この他、一二四〇年代の河西（主に旧西夏領を指す）において、高智耀の進言を容れたコデン Kodan が領内で儒人免差を行なった事例も知られており、<sup>(33)</sup>少なくともクビライの治世の前半までは、モンゴル王侯が自らの投下・位下で儒人に対して独自の施策を採ることがあったことが分かる。

⑤至元一三年 この年の選試が、華北では儒人・儒戸認定

の最終試験となり、三九八〇名という華北の儒人数が確定した。モンゴル政権が儒人戸の増加を意図していた形跡はないので、戊戌年の四〇三〇名前後という合格者数からみても、穏当な数字である。この年に初めて儒人合格者を出した家系も存在するが、これは『輟耕録』卷二「高学士」が「わが国の儒者は、戊戌の選試の後、各地〔の官司〕が保護に力を入れなかったため、往々にして〔他の住民と〕混雑して一般民戸となっていた（国朝儒者、自戊戌選試後、所在不務存恤、往往混為編氓）」と記すように、戊戌の選試以降の合格家系のうち、後続選試に不合格であったり、経済的・社会的に没落したりしたため、儒戸としての地位を維持できなかった家系も少なくはなく、新興の家系がそれらに取って代わった状況を示唆している。よって、この選試の受験者数も、戊戌の選試のそれを下回ったとは思えない。

⑥至元一七年 唯一の事例は、至元一三年に儒人合格した後、任官することなく死去した父をもつ者が、再度応試して合格したものであり、選試というより個別の認定試験である。<sup>(35)</sup> 至元一三年の儒戸確定後も、父から子への儒人身分継承に際しては試験が行なわれ、その合格が「中第」と認識されていたことを示す例でもある。<sup>(36)</sup>

以上、本章では、現在史料上で確認できる六次の選試に

ついて、個別に考察を加えた。もし前述したように、モンゴル時代の選試が金代の科挙に倣って行なわれたとしたら、四〇三〇人と三九八〇人という合格者数は、金末の戦乱の影響とモンゴル時代に入ってからの出仕経路の多岐化（吏員としての出仕や、対南宋戦に代表される戦役による軍功など）を考えれば、府試レベルの試験における合格者数として妥当な数字と思われる。選試の合格率がどの程度であったか不明だが、仮に二倍だとすれば一人弱、五倍だとすれば約二万人となる。金代の科挙の通例では各段階の試験での合格率が五倍を超えることはなかったが、もし一〇倍に上ったならば四万人程度となり、さらに二〇倍だとしても八万人程度である。この推測を踏まえて、次章では延祐元（一三二四）年に再開された科挙の受験者数について考察する。

### 第三章 モンゴル時代の科挙受験者数

モンゴル時代華北の科挙受験者数に関する史料は、金代よりもさらに少ない。その稀有な史料の一つである、蘇天爵（一二九四～一三五二）の「燕南郷貢進士題名記」（『滋溪文稿』卷四）は、一四世紀半ば頃の真定での郷試について、次のように記す。

むかし皇慶年間（一三二二～一三二三年）に初めて郷

試開催地を定めたが、両都（大都・上都）、一一行省、河東山西道と山東東西道の二つの宣慰司から真定・東平まで合計一七箇所であった。…真定で受験する者は、河間・保定・順徳・広平・大名・彰徳・衛輝・懷慶の九路（の者で）、合格者二人を取り、蒙古・色目は各五人、漢人は一人であった。その開設当初には、一州をあげて受験者が一人もないこともあったが、いまでは受験者が六百人に近く、これは尊ぶべきことである。<sup>37</sup>

文中の「一州をあげて受験者が一人もない」状況が実際に現出したのか否かは別として、真定での郷試受験者が科挙開始の後に増加傾向にあり、この頃では約六百人に達したことは事実と考えてよからう。一路あたりの受験者数は約六七人となる。また、もう一つの貴重な史料である『宋元科挙題名録』（北京図書館古籍珍本叢刊第二一冊所収）「山東郷試題名記」は、至正一〇（一二三〇）年秋に済南で行なわれた郷試に関わる次のような記述を含む。

〔済南での郷試で〕題名があるようになったのは至正一〇年秋からである。はじめ憲使中奉公バトゥ（Batu 八都）等が議して言った。「済南は山東の上游にあり、三年毎の郷試では、宣慰司所轄の三路一三州四六県の士がここに来て受験する。嶧州および滕州の

鄒県・滕県は、近ごろ淮東の徐州に割置されたとはいえ、もとの籍貫により、「科挙開設」当初のようにここにやって来る士人は四・五百人を下らない。…」<sup>38</sup>

『元史』地理志によると、この当時、滕州所轄の県は鄒県・滕県の二つのみである。すなわち、山東宣慰司所轄の州の総数から単純に考えると、「四・五百人を下らない」受験者数は、済南での受験者総数の一三分の二となり、ここから推算される済南での郷試受験者総数は約二七〇〇〜三三〇〇人となる。

実施時期がさほど離れてはいなかったとおぼしき真定・済南の二つの郷試は、その受験者数で大きな差異をみせており、華北各地で受験者層の厚みにかんがりの格差があったことが推測される。当然、華北全体での受験者総数を算出するのは、金代のそれより困難である。仮に、華北における全ての郷試開催地（大都・上都・河南・陝西・遼陽・山西・河東・東平・真定）に平均して済南と同等の受験者数があったとすると、約一万九千から二万三千となる。これは、想定上の最大数と考えるべきだろう。ただし、華北各地での郷試については、宮紀子氏がつとにその重要性を指摘された「大元故翰林侍講学士通奉大夫知制誥同修国史兼経筵官曹公墓誌銘」（至順元（一二三〇）年）<sup>39</sup>の次の記述を考慮する必要がある。

貢挙（科挙）の制では、蒙古・色目の士を右榜と、漢人・南人（の士）を左榜とする。右榜の士は試験も常にゆるやかで、主席合格者はおおむね蒙古・漢人から選ばれた。また若くして合格しても人をおさめることはできないので、二五才になってから受験を許可した。

このため受験者は、あるいは以前に蒙古・色目の家系の召使いか贅婿になっていたならば、主人や妻の父の貫籍を冒称し、実際には南人の籍でありながら「わたしの祖先はかつて北方におりました」と言い、年齢が〔受験可能な年に〕<sup>(40)</sup> 及んでいなくても、妄りに偽って〔試験に〕赴く。

つまり、有利な受験条件を求めて南方からの越境受験者が少なからず存在したという。湖北灃陽の出身で、延祐四（一二二七）年に湖広郷試第一となり、翌延祐五（一二二八）年に進士及第したクトクダル（Qutuydar 忽都達而、一二九六～一三四九）のひとり息子ネグス（Nigesu 捏古思）も、至正七（一二三四）年に山東郷試で第二名となっているが、この事例も北方での郷試受験を選択した一例となろう。前述した済南の郷試で、「嶧州および滕州の鄒県・滕県は、近ごろ淮東の徐州に割置されたとはいえ、もとの籍貫により、当初のようにここにやって来る士人は四・五百人を下らな」かった理由の少なくとも一つは、北方での

女真・モンゴル支配下華北の科挙受験者数について

有利な受験条件にあると思われる。つまり、史料上にあられるモンゴル時代華北での郷試受験者数は、華北における受験者数の実態を直接示すわけではない。

ちなみに、モンゴル時代の南方、とくに江南三省における郷試の受験者数について、蘇天爵は「濮州儒学教授張君墓誌銘」〔『滋溪文稿』卷二四〕にて「江南の三省（江西・福建）の毎次の郷試では、受験者は多いときで数千人に至る（江南三省省毎大比、士多至数千）」と述べている。実際、延祐元（一二二四）年の江浙行省での郷試受験者が一二〇〇余人、至正四（一二三四）年の江西行省での郷試参加者が三千人との数字が史料上に残されている。<sup>(42)</sup>先に述べた華北での郷試受験状況および受験者数と比較するならば、モンゴル時代の科挙でも、相当な南北格差が存在したことが推察されよう。また、ひるがえって前章で考察した儒人選試の受験者数も、出仕経路の多岐化によって、儒人選試の受験者の多くがその科挙以外での任官に流れたであろう点を勘案しても、合格倍率が一〇倍（四万人）や二〇倍（八万人）に上ったとは想定し難い。

おわりに

本稿で考察したように、女真・モンゴル支配下華北にお

ける科挙受験者の推定最大数は、金代に三万七千五百（策論進士を含む）、モンゴル時代初期の儒人選試でおそらく二万、延祐の科挙再開後に二万三千である。「はじめに」で紹介したように、北宋末の科挙受験者数は全国で七万九千から二〇数万であった。その詳細な地域別内訳は不明だが、元豊八（一〇八五）年に陸佃が上奏の中で「華北（京東西・陝西・河東・河北の五路）の解試の合格倍率は、往々にして四川・兩浙・福建・江南の一〇分の一」と明言した<sup>43</sup>数値に基づけば、北宋末華北の科挙受験者は一万から多くて二万程度と試算される。残念ながら、契丹（遼）の科挙受験者数を示唆する史料は管見の限り存在しないが、遼・北宋末金初の戦乱の影響を考慮すれば、女真支配下で華北の科挙受験者数は堅実な増加を示していたとみてよからう。続くモンゴル時代に受験者数は大幅に落ち込むが、当時の出仕経路の多岐化を考えれば、これは当然の趨勢である。つまり、一〇〜一四世紀華北の科挙受験者数は、金代章宗の治世に増加の頂点を迎え、モンゴル時代には金代中期の水準近くまで減少したことが、本稿の考察から明らかになる。

ただし、本稿で提示した推算がさらに大きな意義を有するのは、同時期の南方との比較においてである。「はじめに」でも述べたように、南宋治下の受験者数は四〇万以上

と推測され、華北との差異は文字通り圧倒的である。前述したように、華北の受験者数は着実な増加傾向にあり、また士人層の存在も華北全域に広がりつつあった<sup>44</sup>。よって、この差異の原因は、従来たびたび喧伝されてきた「華北の文化的後進性」にはなく、南宋社会の内在的要因にこそ求められるべきだろう。実際、七万九千〜二〇万から四〇万以上という受験者数の激増は、ただ単に「科挙制度の浸透と士人層の増大」という通念からだけでは説明しきれないだろう。

ここで、近藤一成氏が提示した、北宋末の三舍法施行による士人層の顕在化という仮説<sup>45</sup>が重要な議論の土台となると考えられる。三舍を継承した南宋と、継承しなかった金国という構図が構成の南北士人層にもたらした影響は、追求する価値が十分にある検討課題である。今後の研究の進展に期待しつつ、自らも引き続き考察してゆきたい。

#### 註

(1) 王安石の科挙改革については、近藤一成「王安石の科挙改革について」『東洋史研究』四六一三、一九八七）を参照。

(2) John W. Chaffee, *The Thorny Gates of Learning in Sung China: A Social History of Examination*,

Cambridge University Press, 1985, p.35 を参照。なお、

北宋代の科挙受験者数については、この他にも代表的なものとして、最大四二万人前後（何忠礼「科挙制度与宋代文化」『歴史研究』一九九〇—五）、十数万人（張希清「論宋代恩蔭之濫」『中日宋代研討会中方論文選編』河北大学出版社、一九九一）、最大で二〇数万（近藤一成「蔡京の科挙・学校政策」『東洋史研究』五三—一、一九九四。同「宋代科挙社会の形成（平成十三年度春期東洋学講座講演要旨）」『東洋学報』八三—二、二〇〇〇）といった見解がある。

- (3) 拙稿「金初華北における科挙と士人層—天眷二年以前を対象として—」（『中国—社会と文化』一九、二〇〇四）、同「金代漢地在地社会における女真人の位相と「女真儒士」について」（『滿族史研究』四、二〇〇五）、同「科挙・学校政策の変遷からみた金代士人層」（『史学雑誌』一一四—一二、二〇〇五）、同「楊業から元好問へ—一〇—一三世紀晋北における科挙の浸透とその歴史的意義について—」（『東方学』一一一、二〇〇六）。

- (4) 「至戊申正月、劉彥宗移文河北已得州県鎮、搜索举人。二月一日已前起發赴燕山就試、与免科差。…是時三月二十七日開院、北人四百人取六分、南人六千人取五百七十一人、并皆推恩」。また、『建炎以来繫年要録』卷一四「建炎二年三月辛亥条は、この科挙について、「初金国知枢密院劉彥宗建議、試河北举人於燕山、伝檄諸州搜索。又蠲其科役以誘之。命官即竹林寺校試、北人以詞賦、南人以經義・詞賦

及策論。是日始揭榜、得士善衆。彥宗云、『第一番進士、寬取誘之』と記す。

- (5) 三上次男「金の科挙制度とその政治的側面」（『金史研究』三「金代政治・社会の研究」中央公論美術出版、一九七三。初出は『青山史学』一、一九七〇）二七五頁を参照。なお、三上氏の言われる「按語」とは、『建炎以来繫年要録』卷一四「建炎二年三月辛亥条の『燕雲録』に対する「恐南人就試者無縁有如許人、必子砥所記有誤、今不尽取」との李心伝の按語を指す。

- (6) 前掲拙稿「金初華北における科挙と士人層」を参照。

- (7) 『山左金石志』卷二〇「節度副使張公神道碑」「幼強学自立、家貧無師。閉戸独学、日誦千余言、祁寒隆暑、弗懈。宋末兵革、倣擾所在、盜賊充切、飢饉転徙、人不聊生。公挾策負書之田間、躬勤耒耜。日課□□、暇則為文。日富月華、時固未有知者。齐国建国之六年、沂州類試、旁数郡举子亡慮数百千人。公初出应試、薦名第一人」。

- (8) 『金史』卷五一「選舉志一」「海陵煬王弒熙宗自立、改皇統曰天德、甚有尊經術、崇儒雅之意、始設殿試。又以鄉試聚於州、限三人取一人。府試分六処、河北東路西路・中都路於大興府、臨潢・会寧・東京等路於大定府、西京・河東南路北路於大同府、大名路・山東東路西路於東平府、南京等路於開封府、京兆・鄜延・慶原・熙秦等路於河中府、並四人取一人。省試以五百人為定格、殿試亦黜落」。

- (9) 天德元年の科挙までは南北選が実施されていたので、この「五百人」という数字が漢人・南人それぞれの合格定員

を示す可能性も否定できない。だが、『金史』卷五一選舉志一に「国朝設科、始分南北兩選。北選、詞賦進士擢第一百五十人、經義五十人、南選、百五十人、計三百五十人。嗣後、北選、詞賦進士七十人、經義三十人、南選、百五十人、計二百五十人」と記されるように、南北選での進士合格者数は二五〇〜三五〇人程度であり、殿試での落第者数を勘案したとしても、省試合格者千人は多きに過ぎよう。そこで本稿では、省試の合格定員五百人は、南北選まとめの定員数とみなす。

(10) 前掲拙稿「金初華北における科挙と士人層」を参照。

(11) 前掲拙稿「科挙・学校政策の変遷からみた金代士人層」を参照。

(12) 『金史』卷五一選舉志一「興定二年、御史中丞把胡魯言、「国家数路收人、惟進士之選最為崇重、不求備數、惟務得賢。今場會試、策論進士不及二人取一人、詞賦・經義二人取一。前雖有聖訓、当依大定之制、中選即收、無問多寡。然大定間赴試者或至三千、取不過五百。泰和中、策論進士三人取一、詞賦・經義四人取一。向者貞祐初、詔免府試、赴會試者幾九千人、而取八百有奇、則是十之一而已。時已有依大定之制、亦何嘗二人取一哉。今考官泛濫如此、非所以為求賢也。宜於會試之前奏請所取之數、使恩出于上可也」。詔集文資官議、卒從泰和之例」。

(13) 『金史』卷五一選舉志一「大定四年、勅宰臣、進士文優則取、勿限人數」「上於聽政之隙、召參知政事張汝霖・翰林直學士李晏讀新進士所对策、至「具令欠員取之何道」、

上曰、「朕夙夜思此、未知所出」。晏對曰、「臣竊念久矣。国朝設科、始分南北兩選、北選詞賦進士擢第一百五十人、經義五十人、南選百五十人、計三百五十人。嗣場、北選詞賦進士七十人、經義三十人、南選百五十人、計二百五十人。以入仕者多、故員不欠。其後南北通選、止設詞賦科、不過取六七十人、以入仕者少、故員令員欠也」。上曰、「自今文理可採者、取之毋限以數」。

(14) 『金史』卷五一選舉志一「時宰臣奏、「自大定二十五年以前、詞賦進士不過五百人。二十八年、以不限人數、取至五百八十六人。先承聖訓合格則取、故承安二年取九百二十五人。兼今有四舉終場恩例、若會試取人數過多、則涉泛濫」。遂定策論・詞賦・經義人數、雖多不過六百、少則聽其欠」。

(15) 『金史』卷五一選舉志一「凡會試之數、大定二十五年、詞賦進士不得過五百人。二十八年、以不限人數、遂至五百八十六人。章宗令合格則取、故承安二年至九百二十五人。：泰和二年、命定會試諸科取人之數、：平章徒單鑑等言、「大定二十五年至明昌初、率三四人取一」。平章張汝霖亦言、「五人取一、府試百人中纔得五耳」。遂定制、策論三人取一、詞賦。經義五人取一」。

(16) 『金史』卷五一選舉志一「章宗明昌元年正月、言事者謂、「舉人四試而鄉試似為虛設、固當罷去。其府・會試乞十人取一人、可以羣經出題、而註示本伝」。上是其言、詔免鄉試、府試以五人取一人。仍令有司議外路添考試院、及羣經出題之制。有司言、「會試所取之數、旧止五百人、比以世宗勅中格者取、乞依此制行之。府試旧六人、中有地遠者、

命特添三処、上京・咸平府路則試於遼陽、河東南北路則試於平陽、山東東路則試於益都……」。なお、『金文最』卷四五「登科記序」は府試の合格倍率の変更を明昌三年に繫年する。

(17) 註(15)所引の史料を参照。なお、註(11)所引の興定二年の御史中丞把胡魯の上奏では、泰和二年に定められた詞賦・經義科の会試合格倍率について、「四人取一」としている。他に関連史料がないため、どちらが正確なのかは確定し難い。

(18) 『元文類』卷三八「跋趙太常擬試賦藁後」。「当泰和丙寅春二月二十五日万寧宮試貢士、総両科無慮千二百輩、上躬命賦題曰、「日合天統」。侍臣初甚難之、而太常卿北京趙公適充御前読卷官、独以謂不難、即日奏、賦議乃定。既而中選者纔二十有八人」。

(19) 『統夷堅志』卷四「平陽貢院鶴」。「大安初、高子灼・耿君嗣・閻子秀・王正之考試平陽、挙子万人」。なお、薛瑞兆氏はこの記述に基づき、府試十箇所の受験者総数が十万人に上ったと推測している(薛瑞兆『金代科挙』中国社会科学出版社、二〇〇四、二七頁)。しかし、『金史』卷五一選舉志一が「凡考試官、大定間、府試六処、各差詞賦試官三員、策論試官二員。明昌初、増為九処、路各差九員、大興府則十一員。承安四年、又増太原為十処。有司請省之、遂定策論進士女直經童千人以上差四員、五百人以上三員、不及五百二員。各以職官高者一人為考試官、余為同考試官。詞賦進士与律科挙人共及三千以上五員、二千四員、不及二

女真・モンゴル支配下華北の科挙受験者数について

千三員。經義進士及經童挙人千人四員、五百以上三員、百人以上二員、不及百人、以詞賦考官兼之。後又定制、策論試官、上京・咸平・東平各三員、北京・西京・益都各一員」と記すように、府試の規模(受験者三千人以上から百人まで)により考試官の数が決められており、実際には各地の府試ごとにかなりの規模の格差があったことは間違いない。十万人という数字は明らかに過多である。

(20) 『金史』卷五一選舉志一「策論進士、始大定四年、世宗命頒行女直大小字所訳經書、每謀克選二人習之。尋欲興女直字学校、猛安・謀克内多积良家子為生、諸路至三千人」。

(21) 註(19)所引の史料を参照。

(22) 『金史』卷五一選舉志一「凡府試策論進士、大定二十年定以中京・上京・咸平・東平四処、至明昌元年、添北京・西京・益都為七処、兼試女直經童。凡上京・合懶・速頻・胡里改・蒲与・東北招討司等路者、則赴会寧府試。咸平・隆州・婆速・東京・蓋州・懿州者、則赴咸平府試。中都・河北東西路者、則赴大興府試。西京并西南・西北二招討司者、則赴大同府試。北京・臨潢・宗州・興州・全州者、則赴大定府試。山東西・大名・南京者、則赴東平府試。山東東路則試於益都」。

(23) 『金史』卷五一選舉志一「後又定制、…律科、監試官一員、試律官二員、隸詞賦試院。經童試官一員、隸經義考試院、与会試同」。

(24) 『金史』卷五一選舉志一「凡經童之制、…熙宗即位之二年、詔關貢挙、始備其列、取至百二十二人。天德間廢之」。

章宗大定二十九年、上謂宰臣曰、「經童豈遽無人、其議復置」。…明昌三年、平章政事完顏守貞言、「經童之科非古也。…天德時復廢、聖主復置、取以百數。恐久積多不勝銓擬、乞諭旨約省取之」。上曰、「限以三十或四十人、若百人皆通、亦可復取其精者」。

- (25) 『元史』卷二太宗本紀 九年秋八月条「九年」秋八月、命摩和納・劉中、試諸路儒士、中選者除本貫議事官、得四千三十人、同卷一四六耶律楚材伝「丁酉、…乃命宣德州宣課使劉中隨郡考試、以經義・詞賦・論分三科、儒人被俘為奴者、亦令就試。其主匿弗遣者死。得士凡四千三十人、免為奴者四之一」、「靜修先生文集」卷一七「処士寇君墓表」  
「天下既定、中書令耶律楚材奏疏、使分諸道設科選士、中者復其家終身、捃疏通者補郡縣詳議」。
- (26) 「…乃命子從師學問、年逢大有、乃就平陽戊戌之試、応賦論二科、選中一百四十七」。
- (27) 「…我侯之敦諭孝子、就兩府試、預選者百二十有一人」。
- (28) 趙州平棘の武震（一一二九～一二八五）。『雪樓集』卷二  
二「濮州臨清臬主簿武先生墓表」  
「至元七年、詔試儒生、中者復、遂中高第」。
- (29) 『通制条格』卷二・戸令「至元八年三月（戸口条画）条  
「一、儒人戸計。中統四年分揀過儒人内、今次再行保勘到委通文学、依旧免差。不通文学者、收係当差」。
- (30) 博州の李義（一一二六～一三〇三、康熙『陵川県志』卷七「李尚書追封隴西郡侯神道碑」の事例。
- (31) 咸寧の焦榮（一二四七～一三二七、『架庵集』卷七「陰

陽提拳焦君墓誌銘」の事例。

- (32) 「…至元十載、皇子安西王朮土閔中、秦蜀夏隴、悉掃控御。…問者有司以旧制儒其戸者止当復身。賢士慮文風不振、特頒教令、凡士之居境内、皆隸儒籍、乃全復其家。勅所在毋擾」。
- (33) 『廟学典礼』卷一「秀才免差免条」割注「公（高智耀）遂言、「西州多士。昔置伝与編氓等。乞与蠲免。（庫德）太子從之。公奉旨帰」。
- (34) 潞州黎城の権秉忠（一二四九～一三二五、『雪樓集』卷二二「故翰林侍制権君墓誌銘」）と、博州堂邑の焦養直（一二三七～一三二〇、『道園類稿』卷四一「焦文靖公神道碑」の二事例。
- (35) 濟州の徐天麟（『清容居士集』卷二九「滕縣尉徐君墓誌銘」の事例。
- (36) 『清容居士集』卷二九「滕縣尉徐君墓誌銘」  
「…子敬、至元一三年中明経、無祿即世。孫天麟、一七年、亦中明経」。
- (37) 「昔者皇慶之時、肇定郷試之所、由西都・十一行省・河山之東二宣慰司及真定・東平共十有七。…其試於真定者、河間・保定・順德・広平・大名・彰德・衛輝・懷慶九路、取合格者二十有一、国士・諸国士各五、漢士十一。其始也、或闔郡不薦一人、今則応書之士幾六百人、是可尚已」。
- (38) 「有題名自至正十年秋始。初憲使中奉公八都等議曰、「濟南居山東上游、三歲大比、宣慰司所部三路十有三州四十有六県之土、来試于茲。若嶧州及滕之鄒県・滕県、近雖割置淮東徐郡、而士縁故籍貫試、如初歲之来者不下四五百

人。

- (39) 宮紀子「対策」の対策—科挙と出版—(『モンゴル時代の出版文化』名古屋大学出版会、二〇〇五。原載は『古典学の現在』V 文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「古典学の再構築」、二〇〇三) 四六三頁註(36)を参照。

- (40) 「山東嘉祥県元代曹元用墓清理簡報」(『考古』一九八三—九)「貢擧之制、蒙古・色目士為右榜、漢・南為左榜。右榜士程試常寬、而魁選率取蒙古・漢人。又以士少登第不可理人、乃限年二十五聽就試。以故擧人、或嘗奴僕贅婿蒙古・色目、即冒主父外舅貫、寔籍南口、「吾祖考嘗在北」、齒未及、輒偽造之」。

- (41) 『金華黃先生文集』卷二七「嘉議大夫婺州路總管兼管内勸農事捏古鰓公神道碑」を参照。

- (42) 『水東日記』卷一一「胡石塘送諸生詩序」所引「送欣都・朱・盧・饒諸生會試京師詩序」「皇帝龍飛御天之三年十有一月、詔天下郡縣興賢者能者、明年行江浙中書省試士錢塘、凡一千二百有奇」、「佩玉齋類稿」卷八「江西鄉試小錄序」「至正四年秋八月、江西行省遵用詔書故事、合所部經明行修之士三千人、大試而賓興之、擧三歲之典也」。

- (43) 『陶山集』卷四「乞添川浙福建江南等路進士解名劄子」  
「臣伏見、諸路州軍解額多寡、極有不均。如京東西・陝西・河東・河北五路、多是五六人輒取一人、而川・浙・福建・江南往往至五六十人取一人」。

- (44) 前掲拙稿「楊業から元好問へ」を参照。

女真・モンゴル支配下華北の科挙受験者数について

- (45) 近藤一成「蔡京の科挙・学校政策」(『東洋史研究』五三—一、一九九四)を参照。

本稿は平成十九年度科学研究費(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。